

# 2018 司法書士全国総合模試②

## 記述式(商業登記)

### 採点講評

#### 第1 第1欄

##### 1 募集株式の発行による変更後の資本金の額を誤った場合の是正の登記の方法

誤っている資本金の額の変更の登記の抹消及び資本金の額の変更の登記の双方を申請しなければならないところ、ほとんどの答案で更正の登記のみが申請されていました。標記の是正方法については、誤って資本金の額が多すぎた場合と少なすぎた場合とで異なることがポイントです(平 19.12.3 民商 2584, 同 2586)。本問のように①少なすぎた場合、元の変更の登記の抹消及び正しい資本金の額とする変更の登記を申請します。これに対し、②多すぎた場合には、更正の登記のみを申請することとなります。この違いをしっかりと押さえてください。登録免許税についても違いがあり、①の場合、登記の抹消分と資本金の額の増加分(ただし、差額分)の2つで課税されるのに対し、②の場合、更正の登記分だけになります。なお、添付書面が、おおざっぱにいて、上申書と新たに作成された資本金の額の計上に関する証明書になることは①及び②について共通です。

##### 2 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更

発行する各種類の株式の内容の変更に係る定款の変更決議が2回されている事案でした。1回目は、2つの種類株式の内容の変更につき種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合に必要となる種類株主総会の決議がそれぞれ必要となるところ(会社法 322 条 1 項 1 号ロ)、いずれも得られていないため、登記をすることができない事項でした。

2回目は、2つの種類株式の内容の変更につきそれぞれ種類株主全員の同意が必要となる(会社法 322 条 4 項, 111 条 1 項)、一方は当該種類の株式が全て自己株式であり、他方は当該種類の株式を有する種類株主全員が株主総会に出席し、その全員が同意していたため、登記を申請することになりました。

今回、1回目の発行する各種類の株式の内容の変更の登記を申請してしまっている答案が散見されました。しかし、本問では、種類株主に損害を及ぼすおそれがある旨及び他に種類株主総会は開催されていない旨が明示的に聴取されていたため、消極と判断することに、さほどの困難はなかったというべきです。4月15日付けの変更の登記を解答してしまった方は、よく見直しておいてください。

また、2回目の発行する各種類の株式の内容の変更については、定款で定められた事項のうちに、定款で定めなければならない事項(相対的記載事項)ではあっても、種類株式の内容ではなく、登記能力がないものが混ざっていた点に特徴があります。まず、申請会社の定款変更案では、会社法 199 条 4 項の定め及び 238 条 4 項の定めが種類株式の内容となる会社法 322 条 2 項の定めと同じセンテンスで規定されていました。今回、

この1文の全部を登記すべき事項としてしまっている答案が大多数を占めていました。種類株式の内容等は定款の文言をそのまま登記すべき事項として引き写すのが通常ですが、このような場合、会社法199条4項及び238条4項に係る文言を削った上で登記文言とすることをこの機会に押さえておきましょう。次に、取得条項付株式の取得事由を会社が別に定める日の到来とした場合における取得日の決定機関についての定めがありました。この機関は株主総会（取締役会設置会社では、取締役会）がデフォルトで、定款で別段の定めを設けることができますが（会社法168条1項ただし書）、これが本来登記事項でない点、譲渡制限株式の譲渡又は取得の承認機関についての別段の定めが登記事項でないことと同様と考えられますから、登記すべき事項として記載する必要はありませんでした。

### 3 役員の変更

会計参与の就任及び辞任の登記を申請している答案が目立ちました。しかし、本問は、会計参与の欠格事由に該当する者の選任決議が無効であり、後任者が就任しない結果、唯一の会計参与は権利義務を有する者となり、その辞任の登記は申請できない事案でした。

4月15日に選任され、4月16日に就任承諾をした監査役について、4月15日付けで就任の登記を申請している答案が目立ちました。選任決議と就任承諾の双方が揃って初めて就任の効果が生じることを意識するようにしてください。

辞任した取締役甲野一郎につき代表取締役「資格喪失」としている答案がありました。「資格喪失により退任」なら正解であり、単に「退任」でもいいです。しかし、代表取締役について、単体で「資格喪失」という原因を使用することはありません。

死亡した取締役乙野次郎について、取締役「死亡」、代表取締役「退任」と原因を分けて使用している答案が目立ちました。権利義務取締役でも権利義務代表取締役でもない場合、代表取締役が死んだときは「平成〇年〇月〇日代表取締役たる取締役何某死亡」という振り合いで書けることを覚えておきましょう。また、死亡の日付を5月12日にしている答案も散見されましたが、5月10日に「死亡」したという事実は、会社がこれを知った日付（本問ではこれが5月12日でした。）に影響されません。会社への意思表示の到達の日付が問題になり得る「辞任」の場合とは違います。

### 4 支店／支配人

平成30年5月20日、同月27日をもって支店を廃止することを決議している事案でした。このような場合に頻繁にあることですが、廃止の日付を20日とする答案がかなり多数見受けられました。決議の日＝登記原因の日付とは限らないので、議事概要中の日付に注意を払うようにしてください。

上記支店廃止により当該支店に置いた支配人の代理権が消滅していました。この場合も登記の事由は「支配人の代理権消滅」で足り、「支配人を置いた営業所廃止」と記載することももちろん可能です。ここまでは良く出来ていたのですが、登記すべき事項の書

き方に問題のある答案が目立ちました。会社支配人の代理権消滅の登記における登記すべき事項の記載に当たり、「代理権消滅」という文字を使用する場合は存在しないことを押さえてください。また、役員と異なり「退任」と書く場合もありません。登記すべき事項としては、たとえば「平成〇年〇月〇日支配人甲某死亡（辞任，解任，後見開始の審判，…）」といった，より具体的な原因の記載が必要です。本問における代理権消滅の事由は登記記録上「支配人を置いた営業所廃止」と記録されることになるものですが，申請書における登記すべき事項の振り合いは上記死亡等の場合とはやや異なり，支店の所在場所を挙げて「平成〇年〇月〇日どこそこの支配人乙某を置いた営業所廃止」と記載することになります。これなかなか覚えにくいヒナガタですが，この機会に覚えるようにしましょう。

なお，支店廃止の登記と支配人を置いた営業所廃止による支配人の代理権消滅の登記は別々の登記ですから，記載事項が共通するからといって，登記すべき事項を混ぜて書かないようにしてください。本来別に申請される登記であるからこそ，食い違いが生じないように同時申請義務（商登規 58 条）が課されるのです。

## 第2 登記することができない事項

### 1 株券を発行する旨の定め廃止

会社法 218 条 1 項の規定による公告及び通知の期間のうち，通知期間が不足のため登記できない事項でしたが，申請してしまっている答案が多数ありました。なお，株券を発行する旨の定め廃止の登記を申請する場合には，株券が発行されているときであっても，通知については添付書面による立証を要しないので，添付書面の名称及び通数において「会社法 218 条 1 項の規定による公告及び通知を証する書面 2 通」のような解答はしないように注意してください。

### 2 単元株式数の設定

単元株式数の設定は不可でしたが，思ったより多くの答案で，この設定の登記が解答されていました。単元株式数については，設定や変更の事案に当たった場合，必ず，会社法施行規則 34 条に定める，その上限をチェックしてみるようにしてください。発行済株式の総数の 200 分の 1 又は 1000 のいずれか小さい方が上限です。本問の申請会社の発行済株式の総数は 3000 株でしたから，これの 200 分の 1 は 15 株であり，本問において設定の決議がされていた 20 株，18 株では，上限を超えてしまいます。